

_{三鷹市立}三鷹駅南口西駐輪場ご利用案内(月ぎめ専用)

※ご利用契約中は本利用案内を保管し、記載事項および規約を守ってください。

- 2021.4.1改訂 -

1. 所在地

50

住所: 三鷹市下連雀 3-44-17 エルヴェ三鷹地下1階 電話: 0422-79-3955

係員対応時間:平 日: 6時30分~10時30分 16時00分~20時00分

土・日曜日: 8時00分~12時00分

(祝日及び 12/29 ~ 1/3 は係員不在) ※上記係員対応時間内でも、場内巡回・清掃などで管理室内に不在の場合があります。



2.利用時間・車種・利用方法

Ø₽

利用時間:24時間利用可(場内は防犯カメラ作動中)

利用期間:1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月から選択可

毎月1日から末日までを1ヶ月とします。契約形態は月ぎめです。

更新期間:毎月15日~末日(締切厳守)

満車時、空き待ちの場合の抽選受付期間: 毎月11日~15日

※祝日などで若干変動することがあります。

利用できる車種:自転車

※ラックにより利用できる車種に制限があります。

特殊な自転車(三輪車、タイヤ形状の特殊なもの等)はご利用いただけません。 利用方法:登録済の交通系ICカードをかざしてゲートから入退場します。

3.定期利用料金



				三鷹市民 (在住)			三鷹市民以外			
				1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月		1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
上	_ር ሌ	_	般	2,200円	6,600円	13,200円	一 般	2,400円	7,200円	14,400円
	段	学生	等	1,900円	5,700円	11,400円	学生等	2,100円	6,300円	12,600円
下	段		般	2,500円	7,500円	15,000円	一般	2,700円	8,100円	16,200円
		学生	等	2,200円	6,600円	13,200円	学生等	2,400円	7,200円	14,400円

※クレジットカード・交通系電子マネー決済可

4.新規申込み



- ・現地管理室窓口にて受付します(係員対応時間内)。利用決定後、お客様 ご自身で更新機で利用料をお支払いください。
- その後も継続して利用される場合は、更新期限内(利用終了月の15日から末日)に更新機で更新(利用料の支払い)してください。

【申込み時必要なもの】

- ・空き待ち(抽選)を行った場合当選のお知らせ(ハガキ等)
- ・月ぎめ利用カードとして登録するための交通系Cカード (携帯端末は不可)
- ・本人確認書類(氏名・現住所が確認できるもの)
- ・学生等料金:学生証、身体障がい者手帳、愛の手帳、生活保護受給者証などのご提示が必要です。また、学生等料金適用の方は毎年3月に証明書の確認をさせていただきます。証明書の確認作業を行わないと翌4月以降のご利用が出来なくなります。

5.満車の場合の空き待ち(抽選)



- ・駐輪場が満車の場合、空き待ち(抽選)として受付します。 駐輪場の空き状況や抽選については、管理室の掲示や まちづくり三鷹ホームページをご確認ください。 上段と下段の併願はできません。
- ・空き待ち(抽選)受付は原則毎月11日~15日の間受付します。 (日程は前後する場合があります。)
- ・抽選結果は管理室に掲示します。当選者へのみ通知しますので期日までに現地管理室でお手続きをお済ませください。 (締切厳守)
- ・三鷹市自転車安全運転講習会受講者は空き待ちの抽選の際優先 されます(有効期限内の三鷹市自転車安全運転証を提示)。安全運 転講習会については三鷹市ホームページをご確認ください。

6.解約·利用中止



- ・利用終了月の15日から月末までに更新機にて継続手続き(利用料の支払い)をしないと自動的に解約となります。
- ・契約途中で解約し、返金が発生する場合:係員対応時間内に現地窓口へ解約届を提出→本人確認書類提示→月単位で残金がある場合、月額でのみ返金します。(日割り計算での返金なし) ※解約返金手続きをした日の翌月月初から利用できなくなります。

7. 利用上の注意事項



- ・裏面の利用規約を遵守して、安全に注意してご利用ください。
- ・一時利用はできません。
- ・指定位置と異なる場所に駐輪しないでください。その他不正利用 の場合は契約を取り消します。
- ・利用期限を過ぎ7日を越えて駐輪してある自転車は撤去します。
- ・当駐輪場は、駐輪場所を提供するものであり、自転車を保管する 場所ではありません。
- ・月ぎめ利用カード・駐輪シールは、他人に譲渡・貸出できません。 契約者以外の利用はできません。
- ・場内で生じた盗難、損傷、事故、災害等による損害について三鷹市 及び管理会社は、一切責任を負いません。
- ・災害、事故及び故障などのためご利用いただけない場合があります。 その際金銭による補償はいたしません。
- ・その他駐輪場の利用詳細につきましては、三鷹市自転車の安全 で適正な利用に関する条例・施行規則によります。

8.お問合せ・手続き場所



三鷹市立三鷹駅南口西駐輪場管理室

電話: 0422-79-3955

管理会社 株式会社まちづくり三鷹

電 話:0422-40-9669

対応時間:月~日9時~17時(祝・年末年始を除く)

電子メール:bic@mitaka.ne.jp ホームページ:https://www.mitaka.ne.jp/

【三鷹市立三鷹駅南口西駐輪場 定期(月ぎめ)利用規約】

(利用時間等)

- ・当駐輪場は、24時間利用できるものとします。
- ・駐輪場管理のための管理員(以下「係員」といいます。)が利用申込み・カード再登録・解約・登録情報等の手続きの受付、 場内の監視等のために勤務する時間及び休日は、利用案内看板に記載します。

(定期(月ぎめ)利用の申込等)

- ・定期(月ぎめ)利用は、使用車種にかかわらず申込順に1人1台に限り受付します。ただしラックに収まらない自転車は契約できません。
- ・定期 (月ぎめ)利用は、満車の場合空き待ち(抽選)申込みを受け付け、抽選後、当選した方に通知します。ただし、特に別途対応のある場合は、管理室にて掲示等でご案内します。
- ・通知後、当月末までに定期(月ぎめ)利用の支払いがないときは、キャンセルとみなします。

(利用手続及び利用料金等)

- ・定期(月ぎめ)利用契約に関する手続きは、当社の定めた方式によるものとします。
- ・契約期間及びこれに対応する定期(月ぎめ)利用料金は、三鷹市の条例に基づき決定され、利用案内看板に記載します。
- ・契約者が持参した交通系 ICカード(携帯端末不可) を定期利用カードとして登録し利用いただきます。
- ・定期(月ぎめ)利用料金は、利用者から解約申出があった場合は、残期間が1ヶ月以上のものに限り月単位の残金を払い戻します。

(定期(月ぎめ)利用契約の更新)

- ・定期 (月ぎめ)利用契約の更新は、原則として期間満了の月の 15 日から月末までの間に行うものとします。ただし、特に期間の表示がある場合には、その期間中に更新を行うものとします。
- ・前項の期間内に利用契約の更新をしなかった方については、その契約は、期間満了の月に終了したものとします。
- ・学生等料金適用の方は、毎年3月の更新時に証明書の提示をしていただきます。また、特に別途対応のある場合は、管理室 にて掲示等でご案内します。
- ・更新(支払い)方法は、場内設置の更新機で現金・交通系電子マネー・クレジットカード等から支払方法を選択してください。 交通系電子マネー及び、クレジットカード支払いについては、本人都合による払戻しは原則できません。

(駐車券等の再交付等)

- ・月ぎめ利用カードの再登録は、原則有料とします。
- ・月ぎめ利用カード及び駐輪シールの紛失に起因する損害については、三鷹市及び管理会社は一切の責任を負いません。

(駐車券等の返却)

・利用者は、定期(月ぎめ)利用契約を解約したときは、駐輪シールを返却してください。

(自転車の盗難、破損等)

- ・当駐輪場は、駐輪場所を提供するものであり、自転車を預かって保管するものではありません。駐輪場内における自転車の 盗難、破損、紛失、焼失、冠水等の災害、事故にかかる損失については、三鷹市及び管理会社は一切の責任を負いません。
- ・駐輪場内での事故、盗難、紛失などの際は、利用者自身で警察への届出をするとともに、係員へもご連絡ください。

(利用上の注意)

- ・一時利用はできません。
- ・利用者は、駐輪場所の指定があるときは、自転車を所定の場所に正しく駐輪してください。
- ・利用者は、駐輪シールを後輪カバー下部の見やすい位置(カバーがない場合は後方から見えやすい位置)に確実に貼付してください。
- ・利用者は、駐輪シールを貼付してある自転車の修理等により代車を使用するときは、係員から代車承認票の交付を受けるものとします。
- ・利用者は、盗難等防止のため自転車に頑丈な錠を備えるようにし、確実に施錠するものとします。特に、夜間の駐輪をする ときは完全な施錠をするものとします。
- ・場内は自転車からおりて押して歩いてください。
- ・利用者は、駐輪場内で、火気の使用又はゴミ、汚物の散逸など管理上支障となる行為をしないでください。
- ・利用者が、故意又は重大な過失によって、駐輪場施設、場内の他の自転車又は人身に損害を与えたときは、その損害を弁償していただく場合があります。
- ・利用者は契約した駐輪区画以外の場所に駐輪はできません。駐輪場の利用について不正等があったときは、以後の利用を禁止することがあります。
- ・契約期間満了の後、7日を経過しても引取のない自転車は、放置車として撤去の対象となります。
- ・場内の駐輪スペースを有効に活用するため、自転車を区画内で整理・移動する場合があります。
- ・更新機、及びゲートで不具合が発生した場合は、場内係員またはゲートにあるインターホンにてサポートセンターへご連絡ください。
- ・その他駐輪場の利用詳細につきましては、三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例・施行規則によります。